

## 基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
第2-3（1） 国勢調査の改善	国勢調査について、ICTや高齢化の進展等を踏まえ、オンライン調査の対象を全国に拡大するとともに、報告者の特性にも配慮した記入支援を行うなど、調査方法等の見直しを進める。また、調査結果について、一層の公表時期の早期化に努める。
これまでの統計 委員会の意見	<p>&lt;諮問第68号の答申&gt;（平成26年10月20日答申）今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本申請による平成27年の本調査に係る計画の変更では、調査方法については、オンライン調査の全国展開、任意封入方式の導入、集合住宅の管理会社等への調査員業務の委託等、また、調査事項についても、東日本大震災の影響把握の観点からの調査事項の追加等、重要な変更が多数行われることとされている。</li> </ul> <p>また、これらの変更については、前述2（諮問第18号の答申「国勢調査の変更について」における今後の課題及び公的統計の整備に関する基本的な計画における指摘への対応状況について）のとおり、総務省において事前に様々な検討を行った上で実施することとしているものであるが、平成27年の本調査の実施時には、想定外の事象が生じる可能性も否定し得ないところである。</p> <p>このようなことから、総務省は、平成32年の本調査の企画に当たっては、調査方法、調査事項等に関し、27年の本調査の実施状況を慎重かつ丁寧に精査し、それらを踏まえ今回の変更等の有効性等について十分な検証を行うとともに、社会経済情勢の変化に基づく検討等を行い、その結果を適切に反映したものとする必要がある。</p>
各種研究会等での指摘	—
担当府省の取組 状況の概要	<p>(1) 平成27年調査において、次の取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン調査を全国において本格導入（オンライン先行方式により36.9%の回答率を達成）。オンライン回答の利便性向上のため、スマートフォンでも回答できるシステムとし、報告者の利便性を向上。調査員への調査票提出は、任意封入方式により実施。郵送回収については、市区町村の実情に応じ、導入の可否を選択。</li> <li>・「国勢調査ポータルサイト」による国・都道府県・市区町村間の情報共有を強化。また、「提出状況管理システム」によりオンライン回答・郵送提出状況を一元管理するとともに情報共有。</li> <li>・東日本大震災の影響を把握する調査事項「居住期間」や「移動状況」を追加。集計体系の再編、産業・職業分類格付けに係る処理の見直しにより、全ての集計結果の公表までの期間を短縮。</li> </ul>

	(2) 平成32年国勢調査に向けては、平成27年国勢調査の実施状況をはじめ、試験調査及び有識者会議において調査方法等の検討（オンライン回答の促進、調査員事務の円滑化、地方事務の負担軽減等）を行い、その結果を適切に反映した実施計画案を平成30年度末までに策定予定。
<b>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国勢調査におけるオンライン調査の全国拡大や、記入支援など調査方法等の見直しについては、平成27年調査における①オンライン調査の全国拡大、②任意封入方式の採用、③平成29年12月の抽出詳細集計の公表早期化などの取組を進めているものと評価できることから、これらの課題については、次期基本計画に盛り込まない。一方で、国勢調査の重要性や、実査業務負担軽減に関する地方公共団体からのニーズ等に鑑み、次回平成32年調査に向け、平成27年調査の検証結果を踏まえ、更なる調査方法等の改善や広報の充実に取り組むことが必要である。</li> </ul> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国勢調査の調査方法について、平成27年調査における実施状況の検証結果を踏まえ、若年者層を中心とする不在世帯等の対応や、オンライン調査の更なる利用促進方策を、円滑な調査の実施にも留意しつつ検討し、平成32年調査の調査計画に反映する。また、調査票回収方法の多様化に伴い事務量が増加した地方事務の負担軽減方策について、試験調査における検証結果も踏まえて検討し、平成32年調査の企画時期までに結論を得る。（総務省）</li> <li>○ 国勢調査の広報について、開始から100年を経過する平成32年調査を契機に一層の充実を図り、オンライン回答率の向上等の理解増進に努める。（総務省）</li> </ul>
<b>備考（留意点等）</b>	—

## 基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
第2－3（1） 国民生活基礎調査の改善	<p>国民生活基礎調査（基幹統計調査）の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果において、都道府県別表章が可能となるよう標本規模を拡大することについて、試験調査等を実施し、その結果を踏まえて検討する。</p>
これまでの統計委員会の意見	<p>&lt;諮問第82号の答申&gt;（平成28年1月21日答申）今後の課題</p> <p>（1） 本調査における非標本誤差の縮小に向けた更なる取組について</p> <p>ア 本調査及び国勢調査の調査対象世帯に係る属性等の比較・検証</p> <p>本調査は国勢調査の調査区から調査対象の地区を抽出（約5,500地区）の上、更に調査時点において改めて準備調査を行って世帯名簿を作成している。そこで、本調査の準備調査結果と国勢調査の乖離の程度や傾向について、世帯属性や年齢構成等の比較・検討を行い、本調査が実施する対象の実態を正確に把握する必要がある。</p> <p>具体的には、本調査と国勢調査が同時期に実施された平成22年調査をもって、また、同一の調査地区・調査区に係る詳細な分析が可能な平成25年調査をもって、世帯属性や年齢構成等の比較・検証を一定の地域レベルで実施することで、本調査結果の代表性を明らかにし、精度の向上に向けた検討に当たっての基礎情報としていくことが必要である。なお、上記の国勢調査との比較・検証に当たっては、本調査の準備調査結果のみならず、世帯票及び所得票についても原データレベルの情報をもって、回収結果の世帯属性や年齢構成等の分布に係る検討を行う必要がある。</p> <p>イ 本調査結果及び国勢調査結果の分布に係る乖離の縮小に向けた検討</p> <p>国勢調査の分布である母分布と本調査結果（推計値）の分布を比較すると、上記2（3）ア（調査結果の推計等における課題・問題に対する取組について）のとおり、若年層や単独世帯に係る世帯数の分布において乖離が認められる。このため、厚生労働省は、現行の推計方法の妥当性とともに、更なる精度向上等を図る観点から推計方法の見直しについて検討する必要がある（注）。</p> <p>（注）本調査では、現在は推計人口を用いた推計等を行っており、推計に当たっては世帯属性を考慮していないことから、単独世帯や若年世帯の回収率が比較的低いこと等により世帯属性分布に歪みが生じることが考えられる。このような歪みを補正する方法として、世帯属性別の事後層化による推計について検証を行い、推計方法の見直しを行うことが考えられる。</p> <p>ウ 回収率の向上に向けた調査方法の検討</p> <p>非標本誤差の縮小を図るために、平成29年以降の本調査（簡易調査）実施時に合わせて面接不能世帯を対象とした「郵送回収」の試行的な検証を検討しているが、「郵送回収」による調査票では記入内容の正確性が確保されないおそれもある中、実効性のある具体的な取組について検討する必要がある。その際、「郵送回収」の試行的な実施を通じて、現在回収率が低く非標本誤差の原因ともなっている若年層や単身世帯、都</p>

	<p>市部の世帯における回収状況について十分検証する必要がある。</p> <p>なお、「郵送回収」の実効性を確保する上で重要と考えられる未回収世帯に係る「欠票情報」については、従来から一定の情報を把握しているが、今後の回収率向上に向けた方策を検討する上で有用な情報と考えられるため、当該情報をより適切かつ的確に把握する方策について積極的に検討する必要がある（注）。</p> <p>さらに、オンライン調査については、都市部を中心とした若年単身世帯の捕捉率の改善に資することが期待されることや、報告者の利便性の向上、実査機関及び調査員の事務負担の軽減、正確な統計作成など多くのメリットがあり、また、今後の情報通信技術の更なる進展に伴い、中長期的にはその導入に向けた具体的な取組の検討が求められることが想定される中、導入を図る上で必要な環境整備（政府統計共同利用システムの改善等）等を踏まえ、引き続き検討していく必要がある。</p> <p>（注）「欠票情報」は、欠票理由として考えられる①死亡、②転居、③住所不明、④長期不在（入院・入所等）、⑤長期不在（入院・入所等以外）、⑥一時不在、⑦拒否、⑧面接不能等の事由をあらかじめ「単位区別世帯名簿」上に一覧的な形で記載し、調査員は該当する番号を「単位区別世帯名簿」中の所定の欄に記載する形とするなど、調査員にあまり負担をかけないで把握する方法が考えられる。世帯名簿等による未回収世帯に係る「欠票情報」のより的確な把握、集計・分析により、より効果的かつ効率的な回収率向上方策について検討する必要がある。</p> <p>（2）調査業務の効率化のための検討について</p> <p>本調査の調査単位区の設定に係る準備調査等の在り方等について、調査業務全般の効率化や調査方法の改善を図る観点から検討する必要がある。また、この検討に当たっては、所得に係る情報の精度の確保・向上に十分留意する必要がある。</p> <p>（3）本調査の調査設計等に関する情報提供の充実について</p> <p>厚生労働省のウェブページ上に現在掲載されている情報は、調査の目的、沿革、調査対象、推計方法等であるが、統計利用者等の利便性の観点から改善を図る必要がある。</p> <p>これらの情報は、統計の品質を示す重要な要素となるものであり、本調査結果に対する信頼性を確保する観点からも、本調査が集落抽出法という特徴的な標本設計により実施されていることを踏まえ、以下の事項について、①、②及び③ i) はすみやかに、また、③ ii) 及び④は具体的な工程表に基づき、詳細かつ国民にとって分かり易く公表・提供を行う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 抽出方法（抽出率、目標精度等抽出方法の具体的な考え方）</li> <li>② 調査方法等（調査の実施系統、調査手法、調査関係業務の実施スケジュール等）</li> <li>③ 推計方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 推計方法の具体的な考え方及び方法</li> </ul> </li> </ul>
--	---

	<p>ii) 推計方法に関する検討状況</p> <p>④ 結果精度に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i ) 地域区分別等の回収率、有効回答率等</li> <li>ii) 本調査（準備調査結果）と国勢調査の調査対象世帯の属性等の比較状況</li> <li>iii) 本調査結果と国勢調査の分布の状況</li> </ul> <p>⑤ その他本調査結果の利用に資する情報</p> <p>なお、抽出方法に係る情報の公表・提供に当たっては、本調査が採用している集落抽出法による標本設計の考え方や調査対象の選定方法等も含め、詳細かつ国民にとって分かりやすい形で行う必要がある。</p>
各種研究会等での指摘	—
担当府省の取組状況の概要	<p>(1) 本調査における非標本誤差の縮小に向けた更なる取組について</p> <p>ア 本調査及び国勢調査の調査対象世帯に係る属性等の比較・検証</p> <p>平成28年7月に総務大臣から国勢調査に係る調査票情報の提供を受け、本調査及び国勢調査の調査対象世帯に係る属性等の比較・検証作業中。</p> <p>イ 本調査結果及び国勢調査結果の分布に係る乖離の縮小に向けた検討</p> <p>平成29年度に「国民生活基礎調査の非標本誤差の縮小に向けた研究会」を開催し、現行の推計方法の妥当性の検証及び推計方法の見直しの検討を行う。</p> <p>ウ 回収率の向上に向けた調査方法の検討</p> <p>平成29年度に、面接不能世帯を対象とした郵送回収の試験調査を実施（世帯票：6月、所得票：7月）。</p> <p>※上記、ア～ウの取組について検証・検討するため、平成29年度に「国民生活基礎調査の非標本誤差の縮小に向けた研究会」を開催し、平成30年3月までに検証・検討結果をとりまとめ、平成31年調査企画に反映。</p> <p>(2) 調査業務の効率化のための検討について</p> <p>本調査の調査単位区の設定に係る準備調査等の在り方等については、国勢調査の調査区設定の実施状況等を確認した上で、平成31年調査企</p>

	<p>画時までに検討。</p> <p>(3) 本調査の調査設計等に関する情報提供の充実について</p> <p>すみやかに公表・提供するよう指摘のあった事項 ((①抽出方法、②調査方法等、③ i ) 推計方法の具体的な考え方及び方法) については、平成28年度中に掲載済み。その他の指摘事項については、平成29年度に開催する研究会における検討等を踏まえ、平成30年度から情報提供の充実を図る予定。</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国民生活基礎調査の所得票及び貯蓄票調査に係る都道府県別表章については、実施は困難との結論は妥当と考えられることから、次期基本計画に盛り込まない。一方で、非標本誤差の縮小に向けた更なる取組や調査業務の効率化のための検討、調査設計等に関する情報提供の充実については、平成31年調査に向けて取組を促進する必要がある。</li> </ul> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国民生活基礎調査の非標本誤差の縮小に向けた更なる取組として、本調査及び国勢調査の調査対象世帯に係る属性等の比較・検証に加え、本調査結果及び国勢調査結果の乖離縮小に向けた検討や、回収率向上方策の検討を促進し、平成31年調査の企画時期までに結論を得る。（厚生労働省）</li> <li>○ 国民生活基礎調査における調査単位区の設定に係る準備調査等の在り方等について、調査業務全般の効率化や調査方法の改善を図る観点から検討し、平成31年調査の企画時期までに結論を得る。また、オンライン調査についても、非標本誤差の縮小に向けた取組結果等も踏まえつつ、その導入可能性を引き続き検討する。（厚生労働省）</li> <li>○ 国民生活基礎調査における推計方法の検討状況や結果精度等について、平成30年度から情報提供の一層の充実を図る。（厚生労働省）</li> </ul>
備考（留意点等）	—

## 基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
第2－3（1） 人口動態調査の改善	—
これまでの統計委員会の意見	<p>&lt;平成25年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（平成27年3月31日）&gt;</p> <p>(1) 提供情報の充実について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後の集計の充実に向けては、政策部局や専門家の意見を聴取することも検討していることは評価できるが、その際、可能な限り様々な方面から幅広い意見を聴取することに留意が必要である。特に、市区町村別の外国人統計の充実については、例えば外国人が一定規模以上の市区町村において匿名性にも配慮しながら集計・公表する等、前向きに検討を進めていく必要がある。</li> <li>また、調査票情報の二次利用についても、提供内容の充実や提供方法の利便性を向上する方向で検討が進められていることは評価できるものの、この点においても広く意見を聴取することに留意が必要である。</li> <li>さらに、人口動態特殊報告については、これまでの作成・公表実績を基に、周期を定めるとともに、次の予定テーマを公表することなどにより、統計利用者の利便性の向上に努めることが必要である。</li> <li>なお、より幅広い分析等の活用の観点から調査票へ個人IDを導入することについては、調査票作成の基となる戸籍事務へのマイナンバーの導入の検討状況を注視しつつ、今後の取扱いを検討することが必要である。</li> </ul> <p>(2) 作成方法の効率化等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査方法については、引き続き、更なる作成事務の効率化に向けたオンライン報告システムの機能追加・改修に取り組むことが期待される。</li> </ul>
各種研究会等での指摘	—
担当府省の取組状況の概要	<p>(1) 提供情報の充実について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>集計表の充実に当たっては、集計表全般について様々な方面から幅広い意見を聴取するため、平成28年8月22日から同年10月21までの2か月間、厚生労働省ウェブサイトにおいて追加作成する統計表の募集を行うとともに、政府統計の総合窓口（e-Stat）のお知らせ「各府省から」に、厚生労働省で追加統計表を募集している旨を掲載し、周知を行った。</li> </ul> <p>この結果、4件の応募があり、利用ニーズ等の観点から作成の可否を検討したところ、1表を追加し、平成28年確定数公表と同時に政府統計の総合窓口e-Statに掲載することとした。また、応募とは別に、月報において、出生数動向の分析に利用するため、平成29年1月分の月報（概数）から2表を追加することとした。</p> <p>なお、外国人統計については、市区町村別に集計可能か、平成27年人口動態調査の出生数・死亡数の分布から検証を行ったところ、人口</p>

	<p>50万人以上の人団規模がある指定都市でさえ外国人の発生件数が10未満の市があり、それより小さい人口規模では秘匿性の観点からも現状では適さないと判断した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査票情報の二次利用に当たり、調査実施部局として利便性の向上を図るため提供方法を見直し、平成30年調査から実施を計画している。</li> <li>・ 今後3年間の予定テーマと公表時期を厚生労働省ウェブサイトに公表した。今後も引き続き利便性向上のために努めていく。</li> <li>・ 戸籍事務での個人番号の活用に向けた法務省の検討状況も踏まえ、情報収集に努めている。</li> </ul> <p>(2) 作成方法の効率化等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 費用対効果及び情報セキュリティ対策を踏まえ、機会をとらえて、作成事務の効率化に向けた機能追加・改修を行っていきたい。</li> </ul>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人口動態調査における集計の充実については、ウェブサイトにおける意見募集を踏まえた統計表の追加作成・提供など、一定の成果をあげているものと評価できる。一方で、外国人の市区町村別集計については、検証の結果、人口規模50万人未満の市区町村では秘匿対象となる割合が高く、実現は困難としているものの、秘匿措置の対象外となる外国人が一定規模以上居住する市区町村における集計可能性を、更に検討する必要がある。</li> <li>○ 人口動態調査における調査票情報の二次利用については、テキスト形式による提供を平成30年調査から開始することとしており、その取組を推進する必要がある。</li> <li>○ 人口動態調査の人口動態特殊報告については、今後3年間の予定テーマと公表時期をウェブサイトに公表し、今後も利用者の利便性向上に取り組むとしていることから、次期基本計画に盛り込まない。</li> <li>○ 人口動態調査の調査票における個人番号の導入については、戸籍事務における個人番号の導入に係る法務省の検討・運用状況や、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の取扱い等を踏まえ、引き続き関連した動向を注視する必要がある。</li> <li>○ 人口動態調査の調査方法については、作成事務の効率化に向けたオンライン報告システムの機能追加・改修に、引き続き取り組む必要がある。</li> </ul> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外国人が一定規模以上居住する市区町村における市区町村別の外国人集計について、集計可能性を検討し、可能な限り早期に結論を得る。（厚生労働省）</li> <li>○ 人口動態統計における調査票情報の二次利用について、テキスト形式による提供を、平成30年調査から開始する。（厚生労働省）</li> <li>○ 人口動態調査について、作成事務の更なる効率化に向けたオンライン報告システムの機能追加・改修に引き続き取り組む。（厚生労働省）</li> </ul>
備考（留意点等）	

## 基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
第2－3（1） 社会保障費用統計の改善	社会保障費用統計の公表時期の早期化、ILO基準に基づいた制度間移転のクロス集計の充実及び集計項目の細分化に努める。
社会保障費用統計を取り巻く状況の変化等	<p>(1) 社会保障費用統計は、OECD基準とILO基準に準拠して作成・提供を開始。一方、基幹統計化に当たって設置した国立社会保障・人口問題研究所における有識者研究会では、基幹統計化後の課題として、将来的には財源の国際比較が可能なEU（ESSPROS）基準に準拠した作成・提供の在り方についても検討が求められた。</p> <p>(2) 基幹統計化に向けた検討の段階では未公表であったILOの新SSI基準については、現在、その全容が明らかになったものの、新たな分類として「義務教育」の追加、「家族」から「出産」を独立させるなど、ILO条約・勧告に基づき途上国の社会保障の水準をモニタリングする目的が色濃く反映され、先進国の関心には合致しないことが判明した。一方、旧ILO基準（18次、19次基準）により集計公表を行うのは、全世界で我が国のみである。先進諸国ではEU及びOECD基準準拠が主流となる中で、旧ILO基準集計の継続と新SSI基準移行の是非について、検討が必要である。</p> <p>(3) 地方公共団体の社会保障支出については、本来、国際基準に従い、国庫補助事業と地方単独事業の双方が計上されるべきであるが、現状では、地方単独事業に関して、国際基準に対応したデータが十分得られないため、総合的な計上には限界がある。精度向上の観点からは、既存の業務統計の活用等の方法により、地方公共団体の社会保障支出の総合的な計上に向けた検討が必要である。国立社会保障・人口問題研究所では、平成27年度より厚生労働科学研究費補助金研究として、地方公共団体の社会保障支出の総合的計上に向けた検討を進めている。</p>
関係府省による取組状況の概要等	<p>(1) 国立社会保障・人口問題研究所では、平成26年度より、現行の基本計画に掲げられた以下の取組を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公表の早期化 OECD基準の「保健」については、平成27年度までは厚生労働省「国民医療費」のうち患者負担を除く額を使用し、平成26年度は11月11日、平成27年度は10月23日に公表した。しかし、国民医療費の使用では、これ以上の早期化は困難な上、今後も同統計の公表時期が不測の事態で遅れることも考えられるため、関係各局と協議し、他の方法を検討した。その結果、平成28年度からは、OECD基準の「保健」の集計に、IHEP（医療経済研究機構）がOECDに登録している公的保健医療支出の速報値を使用することにより、平成28年度は、例年より2～3か月早い、平成28年8月5日に公表を行い、早期化を達成した。</li> <li>・ クロス集計の充実及び集計項目の細分化 【平成27年度】 ILO基準の社会保障給付費の基礎表である集計表2では、各医療保険者の収入として介護保険第2号被保険者の介護保険料徴収分が計上</li> </ul>

	<p>されている一方で、介護保険の保険料拠出は第1号被保険者分のみの計上となっていたため、制度設計上の収入構成と一致していない。そこで第16表（社会保障給付費参考表2（介護保険））では、各医療保険者の介護保険分の集計を再掲し、また介護保険には第2号被保険者分の保険料収入を別掲することで、制度設計上の収入構成を再現できるように工夫した。</p> <p>また、第19表（児童・家族関係給付費の推移（1975～2013年度））において、児童福祉サービス費のうち保育所費が占める金額を再掲して細分化した。</p> <p><b>【平成28年度】</b></p> <p>新たなクロス集計表（年金、医療）の検討を進めたものの、公表早期化に係る手続きを優先したため、年度末までには提供開始に至らなかつた。また、OECD基準の「保健」の集計（第22表「制度別・政策分野別社会支出の推移」）においては、公的保健医療支出の速報値を用いたことに伴い、制度レベルに細分化し公表することは技術的に困難となった。（平成27年度には、「保健」を制度レベルに細分化して公表していた。）</p> <p><b>【今後の計画】</b></p> <p>年金、医療に関するクロス集計の充実については、平成29年度末までに実施予定。</p> <p>(2) 本統計については、基幹統計化以降、ILLO及びOECD基準に準拠して作成・公表してきたが、その後の動向を踏まえ、準拠すべき基準の再検討を行う計画である。具体的には、財源の国際比較が可能となるEU基準に関する情報を収集した上で、関係機関と連携し、EU基準の財源推計にトライアルするなど具体的な集計可能性の検討に着手し、平成34年度までに実施する予定である。また、ILLOの新SSI基準、旧ILLO基準の双方にデメリットがある中、旧ILLO基準が長年広く利用されてきた経緯を踏まえつつ、有識者を交えてILLO基準に係る今後の対応方針を検討し、必要に応じて基幹統計の変更を行う予定である。</p> <p>(3) さらに、国際基準に準拠した地方公共団体における社会保障支出の総合的な計上に向けた検討を行い、精度向上に努める予定である。</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会保障費用統計における公表の早期化と集計項目の細分化については、対応済みと評価できる。また、クロス集計の充実についても、平成29年8月に実施していることから、次期基本計画に盛り込まない。</li> <li>○ 社会保障費用統計については、現行基本計画期間中の取組結果を踏まえ国際比較可能性の更なる向上を図る観点から、新たな統計の作成・提供や、有用性向上の取組を推進する必要がある。なお、ILLOの新SSI基準（2016年版）への移行については、他の移行状況を注視しつつ、当面は旧ILLO基準表の提供を継続し、将来的にはEU（ESSPROS）基準集計の基幹統計化により、国際基準に沿った精度向上、及び国際比較可能性の充実を図る。</li> </ul> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ OECD基準に加え、財源の国際比較が可能となるEU（ESSPROS）基準に準拠した社会保障費用統計の作成について、EU統計局及び関係府省の協力を得て検討し、平成34年度までに提供を開始する。（厚生労働省）</li> <li>○ 社会保障費用統計について、国際基準に準拠した地方公共団体の社会保障支出の総合的な把握に向け、社会保障関係費用に関する調査結果の</li> </ul>

	活用や、単価に基づく推計等を検討し、平成34年度までに改善を図る。(厚生労働省)
<b>備考（留意点等）</b>	

## 基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
ジェンダー統計の充実	<p>「第1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針」の「3 経済・社会の環境変化への的確な対応」部分に記載          骨太方針における①女性の力の最大限の発揮、②少子化危機突破、③若者・高齢者等の活躍推進、④特色を活かした地域づくり等の施策を推進するため、「第3次男女共同参画基本計画」（平成22年12月17日閣議決定）に基づく男女別等統計（ジェンダー統計）のほか、地域別表章及び各歳別表章の充実を図るなど、既存統計の見直しを含め、経済・社会の環境・ニーズの変化に対応した統計の作成及び提供を推進する。</p>
ジェンダー統計を取り巻く状況の変化等	<p>(1) 政府では、「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月25日閣議決定）を策定し、引き続きジェンダー統計の整備を含めた関係施策を推進している。</p> <p>(2) 国連統計部作成の「ジェンダー統計作成マニュアル」では、各種統計を作る過程で、ジェンダーの視点での課題やジェンダーによるバイアスを考慮するなど、公的統計において、ジェンダーの視点を取り込むことが重要とされている。</p> <p>(3) 「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（平成28年12月22日SDGs推進本部決定）では、「4 実施のための主要原則」において、「ジェンダー平等の実現及びジェンダーの視点の主流化のためには、ジェンダー統計の充実が極めて重要であり、SDGsの実施において可能な限り男女別データを把握するように努める。」と記載されている。</p>
関係府省による取組状況の概要等	<p>(1) 総務省を中心に、次回の「ジェンダー統計グローバルフォーラム」を、平成30年に日本で開催することを計画している。</p> <p>(2) 男女共同参画を所管する内閣府では、次期基本計画においても、「第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）」に基づき、「業務統計を含む各種調査の実施に当たり、可能な限り男女別データを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析できるように努める」とを要望している。</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基幹統計調査及び一般統計調査においては、可能な限り性別ごとの把握が行われており、その集計結果が提供されているものの、ジェンダー統計は「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月25日閣議決定）や「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（平成28年12月22日SDGs推進本部決定）においても充実が求められており、公的統計の整備においても引き続き重要な取組と考えられる。一方で、現時点では、具体的な取組課題は想定されないことから、ジェンダー統計の重要性や充実を、次期基本計画の「施策展開に当たっての基本的な視点及び方針」の一つとして、国際的な取組の動向も踏まえて盛り込むものと整理する。</li> </ul>
備考（留意点等）	—

## 基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
障害者統計の充実	(現行基本計画においては、本文を含めて具体的な記述はない)
障害者統計を取り巻く状況の変化等	<p>(1) 障害者の権利に関する条約（平成 26 年 1 月 20 日締結、同年 2 月 19 日我が国について発効。以下「障害者権利条約」という。）においては、締約国に、国内における条約の実施状況の監視の枠組みの整備(第 33 条)及び統計及び資料の収集に係る取組(第 31 条)の実施が求められている。</p> <p>(2) 「障害者基本計画(第 3 次)」(平成 25 年 9 月 27 日閣議決定)においては、障害者施策の適切な P D C A の観点から、障害者の性別、年齢、障害種別等の観点に留意し、情報・データの充実を図るとともに、適切な情報・データの収集・評価の在り方等を検討することと規定されている。</p> <p>(3) 「障害者の権利に関する条約第 1 回日本政府報告」(平成 28 年 6 月 30 日に我が国から国連障害者権利委員会に提出)においては、データ・統計の充実が我が国の課題として挙げられており、我が国の現状に対する指摘として、「障害者に関する政策の監視・評価に使える水準の統計が、国・地方公共団体ともに不足しており、日本の人口全体を対象とした調査の実施や男女別統計の実施を徹底すべき」などと言及。これらを踏まえ、同政府報告において、次回の政府報告の提出（2020 年前後を想定）までの間に改善に努めたい旨を回答している。</p>
関係府省の取組状況の概要等	<p>(1) 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 32 条に基づき、内閣府に障害者政策委員会（条約で定める監視の枠組みに相当）が置かれ、同法第 11 条に基づき政府が策定する障害者基本計画の実施状況を監視することとされている。</p> <p>(2) 内閣府において、平成 29 年度中に「障害者基本計画（第 4 次）」の取りまとめを予定している。同基本計画案では、上記の各記載等も踏まえ、「各分野に共通する横断的視点」の一つとして、「P D C A サイクル等を通じた実効性のある取組の推進」を掲げ、「証拠に基づく政策立案」(Evidence-Based Policy Making) の実現に向けて必要なデータ収集及び統計の充実を図るとともに、障害者施策の P D C A のサイクルを構築し、施策の不断の見直しを行っていく旨を盛り込む方向で検討している（現在、障害者政策委員会で審議中）。</p> <p>(3) また、障害者統計の充実については、閣議決定に基づく基本計画や国連に提出した政府報告においても既に明示的に位置付けられ、又は今後位置付けられる見込みであるなど、政府全体として取り組んでいくことが求められている。</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者統計の充実については、平成 29 年度中の閣議決定が予定されている「障害者基本計画（第 4 次）」においても、各分野共通の横断的視点である「P D C A サイクル等を通じた実効性のある取組の推進」の中で明示的に位置付けられる見込みであり、公的統計の整備においても重要な考え方の一つとして盛り込むものと整理する。</li> </ul>
備考（留意点等）	—

## 基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
第2－3（2） 学校基本調査の改善	—
これまでの統計委員会の意見	<p><u>＜諮問第84号の答申＞（平成28年2月16日答申）今後の課題</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統計利用者の利便性の向上に資する観点から、インターネットにおける情報提供について、更なる工夫・改善へ向けて取り組む必要がある。具体的には、調査結果はもとより、調査方法・調査設計といった情報につき分かりやすい情報提供に努めるとともに、利用者が求める情報を容易に入手できるよう、ホームページの構成の工夫に努める必要がある。</li> </ul> <p>また、統計委員会諮問第66号の答申（平成26年7月14日付け府統委第63号）における「今後の課題」においては、以下のような課題が掲げられている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) こども園票の「職員数」における非常勤職員の把握について【遅くとも平成30年度調査を目途に実施】</li> <li>(2) 「休職等教員数」における休職等理由区分等の見直しについて【遅くとも平成30年度調査を目途に実施】</li> <li>(3) 「年齢別入学者数」の年齢階級区分の細分化等について【遅くとも平成29年度調査を目途に実施】</li> <li>(4) 中学校卒業生の就職者の正規・非正規別の把握について【遅くとも平成29年度調査を目途に実施】注 注 平成29年3月21日の統計委員会において、文部科学省から予算の確保等が困難なことから、平成29年度は付帯調査として当該項目を把握する調査（付帯調査）を実施し、平成30年度から学校基本調査において速やかに把握できるようにしたいとの説明があり、統計委員会としてはやむを得ないものと判断した。</li> <li>(5) 新たな幼保連携型認定こども園（以下「新幼保こども園」という。）を対象とする他の統計調査との関係について【遅くとも平成32年度調査を目途に実施】</li> </ol> <p>これらの課題について調査実施者より、現時点までの対応状況とともに今後とも検討を進めるとの説明があった。説明を踏まえた審議の中では、(4) 中学校卒業生の就職者の正規・非正規別の把握につき、把握の必要性は理解するものの、実際に調査することは困難ではないか、との意見もあった。</p> <p>いずれの課題も検討の期限が到来していないものであり、答申及び今般の審議を踏まえ、引き続き検討を進める必要がある。</p>

<諮問第66号の答申>（平成26年7月14日答申）今後の課題

(1) こども園票の「職員数」における非常勤職員の把握について

こども園票の「職員数」において調査対象とする職員（事務職員、養護職員、警備員等）については、常勤職員（本務者）のみとされている。

しかしながら、新幼保こども園においては、人材確保上の事情から非常勤で雇用される事務職員や、業務の性格上、必要な時期・時間が限定されているため非常勤で雇用される看護士などの非常勤職員が多く雇用され、こうした非常勤職員は新幼保こども園の運営に大きな役割を果たすものと考えられる。

このため、文部科学省は、新幼保こども園全体の人的リソースの的確な把握の観点から、他の学校種の調査票における関連調査事項との整合性等も勘案しつつ、遅くとも平成30年度の本調査（以下「平成30年度調査」という。）を目途として、非常勤職員を把握する必要がある。

(2) 「休職等教員数」における休職等理由区分等の見直しについて

こども園票において把握する「休職等教員数」については、休職等理由区分が「職務上の負傷疾病」、「結核」、「その他」及び「育児休業」となっており、また把握単位も男女を合計した人数とされている。

しかしながら、休職等理由区分については、独立した区分となっている「結核」の場合、近年、教員の罹患者が毎年数人程度と極めて少ない一方、高齢化の進行とともに増加していると考えられる「介護休業」は、独立した区分が設けられていない。また、ワーク・ライフ・バランスの政策的・社会的重要性を踏まえると、休職等教員数の男女別人数は基本的かつ重要な情報であると考えられる。

このため、文部科学省は、少子高齢化等の進展への対応の観点から、他の学校種の調査票における関連調査事項との整合性等も勘案しつつ、遅くとも平成30年度調査を目指として、休職等理由区分について、独立した区分の「結核」を削除することや「介護休業」を追加することなど当該区分の見直しを行うとともに、休職等教員数を男女別に把握する必要がある。

(3) 「年齢別入学者数」の年齢階級区分の細分化等について

今回、社会人学生の実態把握を目的として、学校調査票学部学生内訳票等に追加される「年齢別入学者数」における年齢階級区分については、55歳以上の場合、「55歳～60歳」及び「61歳以上」とされている。

しかしながら、年齢階級区分については、各種統計上、5歳階級でくるのが一般的であるが、本調査の場合「55歳～60歳」のみが6歳階級でくくられている。また、近年、高齢化が急速に進行していることや政策的に生涯学習が推進されていることから、高齢の社会人学生が増加しつつあり、その傾向は今後、ますます強まるものと考えられる。

このため、文部科学省は、他統計との比較の確保や高齢化の進行等への対応の観点から、遅くとも平成29年度調査を目指として、「55歳～60歳」を、「55～59歳」と5歳階級へ変更するとともに、「61歳以上」を「60～64歳」及び「65歳以上」へと上限の引上げを行う必要がある。

(4) 中学校卒業生の就職者の正規・非正規別の把握について

	<p>本調査においては、労働市場に労働者を供給する中学校以上の各学校種のうち、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校については、平成24年度調査から卒業者の就業形態に関する正規・非正規別の把握が行われており、さらに、今回の変更により、中等教育学校及び高等学校についても、平成27年度調査から当該把握が行われることとされている一方、中学校については、卒業者のうち就職した者が極めて少ないとこと等から、当該把握が行われることとされていない。</p> <p>しかしながら、①近年、特に若年層において労働者に占める非正規労働者の比率が大きく上昇しており、学卒者が初職で正規労働者として円滑に就職できるよう支援することが重要な課題となっていること、②低学歴者ほど正規労働者に就職できる比率が低く当該支援の必要性が高いこと等を踏まえると、学校卒業後の就業形態が正規職員か非正規職員かといった実態は、卒業した学校種や該当者数の多寡にかかわらず重要な情報であると考えられる。</p> <p>このため、文部科学省は、若年者雇用対策の検討に必要なデータの把握の観点から、遅くとも平成29年度調査を目指として、中学校卒業者の就業形態の正規・非正規別の把握を行う必要がある。</p> <p>(5) 新幼保こども園を対象とする他の統計調査との関係について</p> <p>新幼保こども園は、教育と保育を制度的に一体として提供する施設であることから、関係法令上、学校であると同時に児童福祉施設の性格も有しているため、平成27年度以降、本調査の他に、厚生労働省が毎年実施している社会福祉施設等調査（一般統計調査）においても調査対象となる予定である。</p> <p>両調査については、調査目的や調査期日（本調査は5月1日現在、社会福祉施設等調査は10月1日現在）が異なるものの、調査事項は、本調査では新幼保こども園全体に関する事項である一方、社会福祉施設等調査では保育関連部分に関する事項となっていることから、両調査に関する調査事項の役割分担の明確化等の調整措置を通じて、調査実施の効率化及び報告者負担の軽減を図る余地があるものと考えられる。</p> <p>しかしながら、両調査における調査事項については、教育及び保育行政上の当面の施策（待機児童解消のための保育士の確保等）の推進及び制度改革前後の実態把握を含む調査結果の時系列データが必要であること等から、直ちに当該調整措置が講じられないことはやむを得ない。</p> <p>このため、文部科学省は、厚生労働省と連携しつつ、調査実施の効率化及び報告者負担の軽減の観点から、両調査の時系列データが一定程度蓄積される平成32年度調査を目指として、当該調整措置を実施する必要がある。</p>
各種研究会等での指摘	—

## 担当府省の取組状況の概要

### <諮問第84号の答申>（平成28年2月16日付）指摘事項に対する取組状況

- 文部科学省ホームページについて情報の充実を図った。具体的には、調査の結果に年次統計目次、統計表目次をPDFファイルで掲載したほか、リンクのみ掲載していた項目については内容を説明する文言を記載することで、利用者が求める情報へ接続しやすいうように改善を行った。

### <諮問第66号の答申>（平成26年7月14日付け）指摘事項に対する取組状況

- (1) 新幼保こども園における非常勤職員の把握については、平成27年度の制度化以降、学校数及び在園者数に急激な変化がみられること、また、多様な職種が想定される新幼保こども園特有の事情に鑑み、平成30年度調査において、別途、一般統計調査として実施したうえで調査票項目を精査し、平成32年度調査を目途に基幹統計調査として実施することとした。
- (2) 日本における結核罹患者は年間2万人前後で推移しており、いまだ看過できない疾患のひとつである。特に、教員の結核疾患は、本人のみならず幼児・児童生徒等に及ぼす影響が大きいことに鑑み、結核を事由とする休職は教育公務員特例法第14条により、他の事由による休職とは異なる特別な取り扱いがなされていることから、実態把握は必要であると考える。他方、教員の罹患者は、近年、数人程度と極めて少なく、更に、結核疾患に関する調査としては、厚生労働省が「結核登録者情報調査年報」において、「教員・保育士」の罹患者数を把握するなど、一定程度の実態把握は可能となっている。このため、統計委員会でのご指摘を踏まえ、平成30年度調査において、休職等理由区分から「結核」を削除する予定である。

また、高齢化等の進展という社会情勢を踏まえ、教員においても「介護休業」については重要な課題と認識しており、文部科学省では、平成28年度より、業務統計である「公立学校教職員の人事行政状況調査」において、介護休暇の取得状況に関する詳細な情報を把握しているところである。

- (3) 社会人学生の実態把握を目的とした年齢階級区分の細分化については、統計委員会でのご指摘を踏まえ、平成29年度調査において「55歳～60歳」を「55～59歳」と5歳階級へ変更するとともに、「61歳以上」を「60～64歳」及び「65歳以上」へと上限の引き上げを行った。
- (4) 若年者雇用対策の検討に必要なデータ収集を目的とした中学校卒業者の就業形態別の把握については、統計委員会でのご指摘を踏まえ、平成29年度調査において、別途、一般統計調査として実施したうえで、平成30年度調査において基幹統計調査として実施することを予定している。なお、実際に調査することは困難であるとのご意見に対しては、調査項目に「不明」を設けることで対応する予定である。
- (5) 厚生労働省が実施している社会福祉施設等調査（一般統計調査）との調整措置については、平成27年度のこども園制度の改正に伴う経過措置として、直ちに当該調整措置が講じられないことはやむを得ないとの統計委員会でのご指摘を踏まえ、今後検討していくこととした。

<b>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校基本調査のインターネットによる情報提供については、調査結果に利用者が接続しやすくするなどの改善を図っているものの、調査等に関する情報提供の更なる充実に引き続き努める必要がある。</li> <li>○ 学校基本調査における社会人学生の実態把握を目的とした年齢階級区分の細分化については、平成29年度調査で対応しており、次期基本計画に盛り込まない。</li> <li>○ 学校基本調査における休職者数の休職等理由区分等に介護休業を加える見直しについては、「公立学校教職員の人事行政状況調査」において、介護休暇の取得情報を把握しているものの、休職等の理由を分析するためには、学校基本調査の中で、他の理由区分と比較できるよう新たな区分を設けて介護休業を把握する必要がある。</li> <li>○ 学校基本調査については、①新幼保こども園における非常勤職員の把握、②休職等理由区分における結核の削除、及び③新幼保こども園の調査事項と「社会福祉施設等調査」（厚生労働省所管の一般統計調査）の調査事項との重複是正等の課題解決に向けた検討を推進し、平成30年度調査以降、可能な限り早期にその実現を図る必要がある。</li> <li>○ 学校基本調査における中学校卒業生の就職状況の把握については、他の学校種と同様に把握するとともに、他の学校種を含めた就業状況に係る区分についても、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」に沿った区分を採用し、他の統計調査との比較可能性の向上を図る必要がある。</li> </ul> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新幼保こども園における非常勤職員の把握について、厚生労働省の協力を得て、社会福祉施設等調査（一般統計調査）の調査結果を活用した統計を平成30年度分から作成・提供するとともに、それに伴う把握時期等の留意事項も併せて提供する。（文部科学省）</li> <li>○ 学校基本調査の休職等教員数における休職等理由区分の結核の削除について、平成30年度調査から実施し、介護休業の追加等の見直しについて、平成31年度調査から実施する。（文部科学省）</li> <li>○ 中学校卒業者の就業形態別の把握について、平成29年度に実施した一般統計調査の結果を踏まえ、平成30年度の学校基本調査において把握する。また、他の学校種の就業形態の調査項目について、平成32年度調査から整合性を図る。（文部科学省）</li> <li>○ 学校基本調査における就業形態の調査項目について、平成32年度調査から「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」との整合性向上を図る。（文部科学省）</li> <li>○ 学校基本調査の新幼保こども園に係る調査事項について、厚生労働省が実施している社会福祉施設等調査（一般統計調査）との重複是正を検討し、遅くとも平成32年度調査の企画時期までに結論を得る。（文部科学省）</li> </ul>
<b>備考（留意点等）</b>	<p style="text-align: center;">—</p>

## 基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
学校保健統計調査の改善	<p>現行基本計画には、該当項目は盛り込まれていないものの、第Ⅰ期基本計画には、以下の項目が盛り込まれていたところ。</p> <p>「学校保健統計において、心の健康、アレルギー疾患、生活習慣病等に関する項目の追加とともに、健康診断票をそのまま統計作成に利用できる方策を講じることを含め、調査方法や調査票の改善について検討する。」</p>
これまでの統計委員会の意見	<p>&lt;平成23年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（平成24年9月25日）&gt;施策の進捗状況等に対する評価</p> <p>(1) 現時点では、学校保健統計調査において、上記調査項目（注）に関し現在以上の対応を求める必要性は低いものと判断される。</p> <p style="text-align: right;">(注) 心の健康、アレルギー疾患、生活習慣病を指す。</p> <p>(2) また、調査方法等の改善として、学校保健統計調査の調査票の転記元である健康診断票を直接統計作成に利用することについては、平成6年度まで全国で統一されていた健康診断票の様式が、地方分権が進展する中で、地域における健康課題等に柔軟に対応できるように自由度が高まったこと、かつ健康診断票データの電子化が進んでいないことから、直ちに対応することは難しいものと判断される。</p> <p>&lt;「未踏問基幹統計の確認に対する取組方針（平成26年10月20日基本計画部会決定）&gt;</p> <p>未踏問基幹統計の確認審議対象の一つとして決定された。</p> <p>&lt;「統計法施行状況に関する審議の進め方（平成29年5月30日基本計画部会決定）&gt;</p> <p>第Ⅲ期基本計画変更の審議の中で併せて確認する未踏問基幹統計の一つとして決定された。</p>
確認の視点	<p>(1) 平成23年度統計法施行状況に関する報告書で指摘された事項（心の健康、アレルギー疾患、生活習慣病、健康診断票の電子化）について、現時点の状況はどうなっているか。</p> <p>(2) 本調査の結果（基幹統計）については、行政施策への利活用を含め、具体的にどのように利活用されているか。また、本調査結果の更なる有効活用が図られるよう、例えば、調査結果の利用可能性を高めるため、統計ニーズの積極的な把握や、調査結果の具体的な利活用例に係る情報提供の充実等の取組を行っているか。【統計法第2条第4項第3号に規定された要件「全国的な施策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計」、「民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計」との整合性】</p> <p>(3) 小学校、中学校及び高等学校に係る健康状態調査票においては、「相談員・スクールカウンセラー」の配置状況を把握していることに鑑み、幼稚園及び幼保連携型認定こども園に係る健康状態調査票においても、保護者に対する育児・発達相談のほか、幼稚園教諭や保育士に対し、発達障害など特別な支援が必要な幼児への対応などの助言を行う「保育カウンセラー」等の配置状況を把握する必要性はないか。【公的統計の品質評価要素に沿った見直しの余地】</p>

	<p>(4) 幼稚園及び幼保連携型認定こども園に係る健康状態調査票において、学校保健安全法施行規則に定める健康診断の検査項目（必須項目）のうち未把握となっている「聴力」について把握する必要性はないか。なお、幼稚園及び幼保連携型認定こども園以外の健康状態調査票では、「難聴（両耳とも）」の実態を把握する調査事項を設けている。【公的統計の品質評価要素に沿った見直しの余地】</p> <p>また、上記以外にも報告者によって調査事項に差異を設けているが、その理由は何か。学校保健行政を取り巻く状況を踏まえ、現行の調査事項を見直す余地はないか。【公的統計の品質評価要素に沿った見直しの余地】</p> <p>(5) 本調査のうち、健康状態調査は、調査実施校（無作為抽出）の在学者全員を対象とする一方で、発育状態調査は、調査実施校の在学者の中から抽出した児童等を対象として実施しているが、標本設計（目標精度、抽出方法、結果精度等）や結果数値の推計方法はどのようにになっているか。また、調査結果の利活用状況も踏まえつつ、調査結果の正確性・信頼性や報告者負担の観点からみて問題はないか。【公的統計の品質評価要素に沿った見直しの余地】</p> <p>また、疾病の中には発生状況に係る学校間の差が大きい可能性があるため、現行の標本設計による把握では、限界があるといった状況はみられないか。【公的統計の品質評価要素に沿った見直しの余地】</p> <p>(6) 本調査の結果から得られる統計については、学校保健安全法施行規則に基づき学校等が実施している健康診断の結果を収集し、集計・公表されていることから、ある意味で業務統計とも位置付けられる。このような状況の中、報告義務等を課してまで基幹統計調査として位置付ける必要性はあるのか。【基幹統計調査として実施する必要性】</p>
各種研究会等での指摘	
担当府省における現状認識・取組状況	<p>(1) 平成 23 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書において実施困難であると判断された事項について、「心の健康」「アレルギー疾患」「生活習慣病」の項目は学校健康診断としては現在も実施されておらず、また地域における健康課題等に柔軟に対応できるよう診断票様式を統一しないという方針についても変更されていないため、状況の変化は生じていない。</p> <p>(2) 本調査結果は、学校保健安全法及び学校給食法の改正をはじめ、学校保健行政の施策の立案検討の際の基礎資料として利活用されているほか、学校施設・設備の基準策定及び見直しの基礎データとしても用いられている。また、利活用については、毎年、各都道府県・指定都市教育委員会の指導主事が集まる「健康教育・食育行政担当者連絡協議会」などで、文部科学省から周知を行っており、国だけでなく、各都道府県教育委員会、各市町村教育委員会、各学校等でも積極的に利活用されている。例えば、各学校においては、健康診断の結果を項目ごとに集計分析を行い、その結果と本調査結果による地域や全国平均のデータとの比較など、様々な方法によって評価を行い、目標値の設定を行うことで、学校における歯磨き指導などの明確な根拠に基づいた対応方策の検討に役立てられているところである。</p> <p>(3) 文部科学省では学校内のカウンセリング機能の充実を図るための施策として、相談員やスクールカウンセラーの配置を推進しており、本調査においてその配置状況を調査してきたが、幼稚園や幼保連携型認定こども園における、保育カウンセラー等の配置状況についてはそれを把</p>

	<p>握することによる利活用の目的が現時点において見通せないことから、文部科学省としては、新たに調査項目とする必要はないと考えている。</p> <p>(4) 幼児の聴力については御指摘のとおり健康診断においては必須項目となっており、教育活動や生活に重要な影響を及ぼす難聴を把握するために重要な役割を果たしている。しかし、幼児はオージオメータを使用した健康診断での検査に不慣れなため、応答が不明確になりやすく、統計としてみた場合に有効な数値とは言い難く、今後も把握する必要はないと考える。また、報告者によって調査事項に差異を設けているのは、学年により検査が必須でないとされている項目があるためであり、現行の調査は学校保健安全法施行規則を反映した妥当な調査事項であると考えている。</p> <p>(5) 平成16年度に文部科学省において「新しい時代に対応した統計調査の推進に関する検討会（学校保健統計調査の見直し）」を開催し、大学教授や自治体関係者など、多様な有識者による議論により、17年度に調査精度の確保及び報告者負担の軽減の観点から抽出方法及び表章方法の見直しについての結論を得たものであり、現時点において標本設計や推計方法等に問題はないものと考えている。また、疾病の発生状況に係る標本設計の限界については、文部科学省としては認識していない。</p> <p>(6) 本調査は、児童・生徒の発育及び健康状態に関する事項を把握することのできる唯一の公的な統計調査であり、身長及び体重については明治33年から現在までのデータが蓄積されているなど、貴重な調査である。学校保健安全法施行規則に基づき学校が実施している健康診断の結果を収集しているとはいえ、同規則では健康診断の結果を教育委員会等に報告する仕組みにはなっておらず、本調査の回答にあたっては一定の負担を強いるものである。そのため、現在の回収率を維持し調査を継続していくためには、引き続き基幹統計調査として位置づけられる必要があると考える。</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校保健統計調査については、報告者の負担抑制にも留意しつつ、基幹統計としての更なる有用性の向上を図るため、利活用の実態や政策と統計利用者のニーズを踏まえ、調査方法及び標本設計の改善や、統計作成の対象とする調査項目や二次利用を視野に入れた統計作成の基礎となる個人単位データの収集・保管等を含めた調査計画の積極的な改善に向けた検討を行う必要がある。</li> </ul> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校保健統計調査について、報告者の負担抑制や政策と統計利用者のニーズにも配慮しつつ、調査方法及び標本設計の改善や、統計作成の対象とする調査項目や基礎データの収集・保管等を含めた調査計画の積極的な改善を図るため、教育・医学関係の有識者や調査関係者等から構成される研究会を立ち上げ、現場の意見を反映した検討を実施し、可能な限り早期に本調査の改善を実現する。（文部科学省）</li> </ul>
備考（留意点等）	

## 基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
第2－3（2） 社会教育調査の改善	社会教育調査について、教育委員会制度等の在り方に関する中央教育審議会の審議結果等を踏まえつつ、施設の利活用・運営状況など新たな調査内容を含めた統計の整備を検討する。
これまでの統計 委員会の意見	<p>&lt;諮問第73号の答申&gt;（平成27年1月29日答申）今後の課題</p> <p>（1）関係主体ごとの収入・費用構造の把握について</p> <p>地方公共団体の財政が厳しさを増すとともに、社会教育施設の運営の改善やそれに関する国民への説明責任を適切に果たす重要性が高まってきており、これを踏まえ、近年、社会教育法等の改正により、公民館等について、運営状況の評価やそれに関する情報の積極的な提供に関する努力義務規定の新設も行われている。こうした中で、社会教育施設ごとの収入・費用構造の把握・分析は、効率性の観点から施設運営の状況を評価し、その改善を図る上で極めて重要である。</p> <p>しかしながら、本調査においては、社会教育施設ごとの収入・費用構造の把握が行われていない。これは、現時点では、多くの地方公共団体において本格的な複式簿記が導入されていないため、施設単位での収入・費用構造の分析が困難であることを踏まえると、やむを得ないものである。ただし、総務省は、財務書類等の比較可能性の確保等の観点から、平成26年4月に固定資産台帳の整備と本格的な複式簿記の導入を前提とした地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準を公表し、さらに、27年1月に全ての地方公共団体に対して、原則として平成27年度から29年度までの3年間で当該基準による財務書類等を作成するよう要請しており、この取組が進展すれば、社会教育施設単位での収入・費用構造の把握・分析が可能なデータが整備される見込みである。</p> <p>このため、文部科学省は、平成33年度の本調査において、社会教育施設ごとの収入・費用構造を把握することを目指す必要がある。</p> <p>（2）社会教育施設の利用者側の状況の把握について</p> <p>社会教育施設が提供する社会教育サービスを真に国民のニーズに沿った十分なものとするためには、施設の利用者について、その属性（性別、年齢、職業等）や利用状況の詳細（利用目的、利用頻度、利用時間等）を把握・分析することが有用である。また、こうした把握・分析の結果は、社会教育法等により公民館等が実施に努めることとされている運営状況の評価にも活用できる可能性がある。</p> <p>しかしながら、本調査により把握している利用者の状況に関する情報は、学級・講座の男女別・対象別（青少年、成人等）の受講者数や諸集会の参加者数程度であり、十分なものとなっていない。</p> <p>このため、文部科学省は、次回の平成30年度の本調査（以下「平成30年度調査」という。）に向けて、平成27年度に、本調査における学級・講座の受講者の年齢の把握可能性を検討するために実施を予定している社会教育施設を対象とするアンケート調査の中で、当該施設における施設利用者に関する情報の保有状況を把握し、その結果を踏まえて、本調査において施設利用者に関する情報をより詳細に把握することを検討する必要がある。</p>

	<p>(3) 学習内容の分類（小分類）の統廃合及び細分化について</p> <p>社会教育施設が実施する学級・講座における学習内容は、利用者ニーズの多様性から広範多岐にわたり、かつ利用者ニーズに応じて変化していくものであるため、それをできる限り多くのニーズに応じたものとするためには、学級・講座の実施件数を適切な区分により分類し、その結果を分析することが必要である。</p> <p>しかしながら、平成27年度調査では、東日本大震災の前後の状況の比較の観点から、現行の分類を使用することとされている。また、平成20年度及び23年度の本調査の結果において小分類別件数をみると、出現頻度が極めて少ないものや類似の分類が認められる一方、「その他」に分類されるものが全体の1割となっており、小分類に係る区分の統廃合や細分化を行う必要があると考えられる。</p> <p>このため、文部科学省は、平成30年度調査から新たな分類を使用することとし、それに先立ち、現行の分類における小分類について、更なる統廃合や細分化を検討する必要がある。</p>
<b>各種研究会等での指摘</b>	—
<b>担当府省の取組状況の概要</b>	<p>(1) 平成27年度において、生涯学習の振興方策に関する中央教育審議会の審議結果や統計委員会からの指摘を踏まえ、各社会教育施設の「運営状況に関する評価の実施状況」に関する項目等を追加の上、調査を実施した。</p> <p>(2) 関係主体ごとの収入・費用構造の把握については、地方公共団体における財務書類等の整備状況の進展を見ながら、平成33年度調査での実施可能性について検討していく予定である。</p> <p>(3) 社会教育施設の利用者側の状況の把握については、社会教育施設利用者に関する情報の保有状況を把握するため、社会教育施設に対するアンケート調査を実施した。その結果、施設利用者個人に着目した属性等の把握に関しては困難であるが、団体の利用目的等に関しては把握できる可能性があることが明らかとなった。他方、利用者の詳細把握をすることによる現場の業務負担を強く懸念する声も多数寄せられているところであり、平成30年度調査での実施は断念せざるを得ないと判断した。文部科学省としては、平成33年度調査での実施を目指して、調査項目の追加に当たっての必要性の精査とともに、調査負担に対する社会教育関係者の御理解を得るよう努めていく。</p> <p>(4) 学習内容の分類（小分類）の統廃合及び細分化については、社会教育施設が実施する学級・講座での学習内容分類のうち、「その他」に分類されていた具体的な内容を把握するため、社会教育施設に対するアンケート調査を実施した。当該調査結果も参考にしつつ、区分の統廃合や細分化に向けた検討を進め、平成30年度調査から新たな分類を使用する予定である。</p>

<b>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会教育調査における関係主体ごとの収入・費用構造の把握については、平成33年度調査からの実施に向け、引き続き検討を促進する必要がある。</li> <li>○ 社会教育調査における施設利用者の状況把握については、平成33年度調査からの調査項目の追加に向け、調査負担に対する社会教育関係者の理解を得るよう、引き続き取り組む必要がある。</li> <li>○ 社会教育調査における学習内容の分類（小分類）の統廃合及び細分化については、平成30年度調査から新たな分類を採用することに向け、平成29年度中に、小分類区分の統廃合や細分化に関する具体化を進めていることから、その結果を踏まえ、次期基本計画における最終的な対応を整理する（P）。</li> </ul> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会教育調査における関係主体ごとの収入・費用構造の把握について、地方公共団体における財務書類等の整備状況の進展を踏まえ、実施可能性を検討し、平成33年度調査の企画時期までに結論を得る。（文部科学省）</li> <li>○ 社会教育調査における社会教育施設の利用者側の状況を把握する調査項目の追加について、調査負担に対する社会教育関係者の理解を得るよう努めるとともに、検討を促進し、平成33年度調査の企画時期までに結論を得る。（文部科学省）</li> </ul>
<b>備考（留意点等）</b>	—

## 基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
第2－3（2） 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の改善	<p>児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について、客観性及び比較可能性を確保するための基準の設定等、引き続きその改善に向けた取組の充実を図る。</p> <p>注： 平成29年度調査より調査名が「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」から「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」に変更となった。</p>
これまでの統計委員会の意見	—
各種研究会等での指摘	—
担当府省の取組状況の概要	<p>調査の客観性及び比較可能性を確保するため、平成27年度に実施した平成26年度調査（平成28年3月確定値公表）から、「都道府県別教育委員会が設置する「教育支援センター（適応指導教室）」の状況」、「事由別中途退学者数の『国公私別』・『課程別』」、「都道府県別 都道府県・指定都市における教育相談機関及び教育相談員数」を公表した。また、平成28年度に実施した平成27年度調査（平成29年2月確定値公表）から、「暴力行為の『都道府県別校種別暴力行為発生件数』」、「出席停止の『学年別・男女別件数』」を公表した。</p> <p>併せて、全国の生徒指導担当者が出席する会議において、正確な実態の把握を依頼するとともに、いじめの認知件数が少ない自治体に対して、積極的認知の働き掛けや重大事態に係る分析等について、直接の訪問等により意見交換を実施した。</p> <p>＜今後の見通し＞</p> <p>今後は、「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定）の改訂（平成29年3月）及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定（平成29年3月）を踏まえ、次回調査（平成29年度に実施する平成28年度調査）においては、いじめの重大事態の調査項目について、計上基準を分かりやすい表現に改めるとともに、不登校について詳しく分析できるように調査項目の検討を行う。</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査における客観性及び比較可能性の確保・向上に向けた計上基準（報告対象とするかの基準）の改善については、一定の改善は図られていると評価できるものの、今後ともその改善に向け、継続的に取り組むことが重要である。このため、平成30年以降の調査においても、平成29年度調査結果を分析・検証した上で、統計の比較可能性の確保・向上を図るための改善方策を引き続き検討する必要がある。</li> <li>○ また、同調査の調査票情報については、学校基本調査の調査票情報と結合した利用が可能となるよう、改善が進められていることから、次期基本計画に盛り込まない。</li> </ul>

	<基本的な考え方> ○ 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について、更なる客観性及び比較可能性の向上を目指し、平成30年度以降も引き続き調査の改善に取り組む。（文部科学省）
<b>備考（留意点等）</b>	—

## 基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
第2－3（3） 労働力調査の充実	ILOにおける就業・失業等に関する国際基準の見直しや今後の実務マニュアルの検討状況を踏まえ、失業者等の定義の変更や失業率を補う新たな指標の作成及び提供について、既存の研究結果や試験調査の実施等を含めた検討を行った上で、時系列比較の観点にも留意しつつ、国際基準に可能な限り対応した統計の作成及び提供に努める。
これまでの統計 委員会の意見	<p>&lt;諮問第101号の答申&gt;（平成29年3月21日答申）今後の課題</p> <p>(1) 「従業上の地位」に係る選択肢の変更に伴う情報共有・提供の実施</p> <p>今回の「従業上の地位」に係る選択肢の変更（「常雇の人」「臨時雇の人」等の区分から具体的な雇用契約期間ごとの区分に変更）に伴い、当該変更前後の調査結果に差異が生じることが想定される。</p> <p>このため、総務省は、円滑な調査実施を図る観点から、都道府県と更に情報共有を行うとともに、統計利用者の利便性等を図る観点から、調査結果の時系列比較に当たり留意すべき変更前後の差異について、ウェブサイト等において丁寧かつ分かりやすく説明することが必要である。</p> <p>(2) 未活用労働に関する各指標に関する情報提供の実施</p> <p>ILO決議に準拠した未活用労働に関する各指標については、我が国における未活用労働の実態を示し、国際比較可能性の向上とともに、雇用政策等の検討や学術研究などにも資する有用なデータを提供するものである。このため、その利活用に当たっては、各指標を作成する趣旨や、これらの指標に係る諸外国における状況について、統計利用者に正確に理解されることが重要である。</p> <p>このようなことから、総務省は、統計利用者の利便性等を図る観点から、未活用労働に関する各指標の公表に当たっては、国際比較の観点に十分留意しつつ、諸外国の状況と比較・分析した資料を作成の上、ウェブサイト等において情報提供を行うことが必要である。</p>
各種研究会等での指摘	<p>総務省統計局では、平成28年度に有識者、関係省及び地方公共団体を構成員とする「雇用失業統計研究会」を開催し、ILOにおける就業・失業等に関する国際基準の見直しへの対応について検討を行った。</p> <p>この研究会においても、未活用労働に関する各指標を公表するに当たっては、諸外国の状況を収集した上で、解説資料を作成・提供するなどの必要性が議論されており、平成29年度についても、引き続き必要な検討を行うこととしている。</p>

<b>担当府省の取組状況の概要</b>	<p>総務省統計局では、労働力調査の変更を申請し、平成29年3月29日に総務大臣の承認を受けた。この変更後の調査は平成30年1月から実施する。</p> <p>また、答申における課題への対応として、次の取組を実施することとしている。</p> <p>(1)「従業上の地位」に係る選択肢の変更に伴う情報共有・提供の実施</p> <p>5月に全国の都道府県の事務担当者を参考した研修会を開催し、調査事項の変更に伴う調査票などの変更点や統計調査員への指導内容を詳細に説明した。今後も引き続き、都道府県との情報共有を行い、円滑な調査の実施を図っていく。</p> <p>また、平成30年1月以降の調査結果から変更前後の差異について検証した上で、時系列比較に当たり留意すべきポイントなどについて、分かりやすい資料を作成して説明する。</p> <p>(2)未活用労働に関する各指標に関する情報提供の実施</p> <p>未活用労働に関する各指標について、最初の公表は、平成30年5月の予定である。</p> <p>この公表に当たっては、引き続き、「雇用失業統計研究会」における議論を踏まえ、国際比較の観点に十分留意し、諸外国の状況と比較・分析した統計利用者に分かりやすい解説資料を作成するなどの適切な情報提供を行う。</p>
<b>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ILOにおける就業・失業等に関する国際基準の見直しに伴う対応については、国際基準に可能な限り対応した新たな指標を作成する変更計画案が平成29年3月に承認され、平成30年1月以降の調査から実施されることから、次期基本計画に盛り込まない。</li> <li>○ 一方で、「従業上の地位」に係る選択肢の変更に伴い、調査結果の時系列比較に当たり留意すべき点などに関する情報提供や、未活用労働に関する各指標に関する情報提供については、平成30年1月調査以降の検証状況を踏まえつつ、情報提供に向けた取組を推進する必要がある。</li> </ul> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 労働力調査の「従業上の地位」に係る選択肢の変更前後に生じる差異等に関する情報について、平成30年度からウェブサイト等において提供の充実を図る。（総務省）</li> <li>○ 労働力調査の未活用労働に関する各指標に関する情報について、国際比較の観点にも留意し、諸外国の状況と比較・分析した情報と合わせて、平成30年度からウェブサイト等において提供する。（総務省）</li> </ul>
<b>備考（留意点等）</b>	—

## 基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
労働統計の改善（労働力統計と毎月勤労統計）	—
<b>委員意見</b>	<p>&lt;第106回統計委員会（平成29年2月23日）&gt;</p> <p>米国のBLS（労働統計局）では、世帯統計と事業所統計を有機的に組み合わせて労働統計を発表している。日本では、厚生労働省の毎月勤労統計と総務省の労働力統計は同じ労働統計であるが、統一感がなく、相互に補完していないことから、長期的には両統計を有機的に統合するような方策が必要ではないかと考える。</p>
<b>各種研究会等での指摘</b>	—
<b>総務省と厚生労働省の今後の取組の方向性</b>	<p>統計利用者の利便性向上に資する観点から、労働力調査と毎月勤労統計調査のそれぞれの特徴を整理し、分かりやすい説明等をウェブサイト等に掲載していくとともに、ウェブサイトに相互のリンクを張る等、見せ方の工夫について検討する。</p>
<b>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 労働力調査と毎月勤労統計調査については、統計利用者の利便性向上に資する観点から、両調査の違い等を整理し、集計表における労働者区分や用語の対応関係等を明確にするなど、情報提供方法の工夫や充実を図ることが必要である。</li> </ul> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 労働力調査及び毎月勤労統計調査について、両調査の調査方法や調査事項の相違点を整理した上で、集計表における労働者区分や用語の対応関係等を両調査のウェブサイト等において明確にするとともに、利用者の利便性向上に向け、両統計の活用に資する有用性の高い情報の提供等に関する具体的な方策を検討し、情報提供の充実に努める。（総務省、厚生労働省）</li> </ul>
<b>備考（留意点等）</b>	—

## 基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
第2－3（3） 就業構造基本調査の充実	—
これまでの統計 委員会の意見	<p>&lt;諮問第96号の答申&gt;（平成28年12月16日答申）今後の課題</p> <p>(1) 就業構造の実態を把握する上で育児・介護の重要性が高まっており、今回の平成29年調査でも、関連する調査事項につき見直しを行った。次回調査（平成34年調査）へ向けても引き続き、就業に与える育児・介護の影響につき、より的確に把握するための検討を行うこと。</p> <p>(2) 今回の平成29年調査においては、オンライン調査の対象を調査対象とする全世帯に拡大するとともに、パソコンだけでなくスマートフォンやタブレット端末からの回答にも対応するオンライン調査システムを構築する計画としている。次回調査に向けて、報告者の利便性の向上を図り、オンライン調査の更なる利用を促進する観点から、今回調査の結果につき、検証を行う必要がある。</p>
各種研究会等での指摘	—
担当府省の取組 状況の概要	<p>総務省統計局では、就業構造基本調査の変更を申請し、統計委員会の答申での指摘事項を踏まえた調査計画について、平成28年12月21日に総務大臣の承認を受けた。</p> <p>現在、調査書類・用品、電子調査票等の作成・調達、地方公共団体への調査事務の説明等を行っており、平成29年10月1日に実施する「平成29年就業構造基本調査」の実施に向けた事務を着実に進めている。</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 就業構造基本調査における就業に与える育児・介護の影響をより的確に把握するための調査事項の検討やオンライン調査の拡大による効果の検証については、次回平成34年調査に向けた取組が求められており、その取組の促進を図る必要がある。</li> </ul> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 就業構造基本調査について、平成29年調査の検証結果も踏まえ、就業に与える育児・介護の影響をより的確に把握するための調査事項の在り方を検討し、平成34年調査の企画時期までに結論を得る。（総務省）</li> <li>○ 就業構造基本調査について、平成29年調査におけるオンライン調査拡大による効果等を検証した上で、更なるオンライン調査の促進に向けて検討し、平成34年調査の企画時期までに結論を得る。（総務省）</li> </ul>
備考（留意点等）	—

## 基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
第2－3（3） 賃金構造基本統計調査の改善	—
<b>これまでの統計委員会の意見</b>	<p>&lt;平成27年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（平成29年3月31日）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 本調査に係る標本設計に関する詳細な情報は、本統計が正しく理解された上で、適切に利用されるために有用な情報であることから、現在公表されていない各層の抽出率や標本規模について、ウェブサイト上に掲載するなど、統計利用者への提供についてさらに進めていくことが必要である（可能なものから順次実施）。</li> <li>(2) 労働者数の推計については、集計値に与える影響等を検証した上で、回収率を考慮した推計方法に変更する必要がある（統計委員会への諮問時期までに結論）。</li> <li>(3) 企業規模別、産業別などの回収率の提供について検討が必要である（平成29年度から検討）。</li> <li>(4) 本統計と他の賃金統計（毎月勤労統計）との比較により、本統計の特徴を明らかにし、その特徴を統計利用者に提供していく必要がある。また、より正確な統計間の比較を行うため、各統計の調査対象範囲を揃えて比較する必要がある。（可能なものから順次実施）</li> <li>(5) 本統計は構造統計であり、毎月勤労統計は動態統計であるので、こうした役割等の違いを統計利用者に提供していく必要がある（順次実施）。</li> <li>(6) 今後も様々な方法を活用して回収率の向上に努める必要がある（継続実施）。</li> <li>(7) 調査方法を見直し、オンライン調査や郵送調査の実施、さらには本社一括調査などの調査の効率化について検討が必要である。その際には、電子媒体を含めた電子的なデータでの報告も可能とすることについて検討が必要である（統計委員会への諮問時期までに結論）。</li> <li>(8) 本調査の調査対象職種や学歴区分については、調査票の記入が適切に行えるか等を検証しつつ、利用者ニーズ等を踏まえて見直しを進める必要がある。今後も社会情勢、利用者ニーズ等を踏まえ、調査事項の見直しを隨時行う必要がある。（継続実施）</li> <li>(9) 単月（6ヶ月）の調査事項の調査対象期間を年や四半期に変更することについては、本調査の目的に鑑みると、多くの課題があることから、慎重に検討する必要がある（平成29年度から検討）。</li> <li>(10) 調査の大幅な見直しを行った場合には、調査結果の検証を行い、その結果を統計利用者に提供する必要がある（次回見直し時から実施）。</li> <li>(11) 利用者ニーズ等を踏まえ、新たな分布表についてオーダーメード集計や本調査の結果表での提供、さらに調査の効率化による公表の更なる早期化について検討する必要がある（継続実施）。</li> <li>(12) 匿名データについては、政府全体での検討状況を踏まえつつ、まずは匿名化が可能な個人票から提供することについて検討する必要がある（平成29年度から検討）。</li> </ul>

各種研究会等での指摘	—
担当府省の取組状況の概要	<p>1 調査情報の提供（上記（1）、（3）、（4）、（5）及び（10））            （1）（標本設計に関する詳細な情報）及び（3）（企業規模別、産業別等の回収率）については、産業、事業所規模別の母集団事業所数、標本事業所数、回収率等の情報を厚生労働省ウェブサイトにて掲載すべく準備中（平成29年度中の早期に実施）。            （4）（本統計と毎月勤労統計の比較）については、平成29年度中に比較方法に関する技術的な検討を行う（外部有識者のご意見を伺うことも検討）。その結果を踏まえ、試算等を実施。            （5）（本統計（構造統計）と毎月勤労統計（動態統計）との役割の違いの統計利用者への提供）については、平成29年度中に厚生労働省ウェブサイトにて提供を開始する予定。（4）の結果を踏まえ、更に充実を検討。            （10）（調査の大幅な見直しを行った場合は、調査結果の検証を行い、その結果を統計利用者に提供）については、今後の調査の見直し時に実施。</p> <p>2 調査事項、推計方法及び調査方法の見直し（上記（2）、（6）、（7）及び（8））            「厚生労働統計の整備に関する検討会」の下に「賃金構造基本統計調査の改善に関するワーキンググループ」を設置し、平成32年調査に向けて、回収率を考慮した労働者数の推計、調査の効率化に向けた調査方法の見直し、調査対象職種や学歴区分の見直し等の検討を進め、平成30年度までに結論を得る予定。調査方法の変更に併せて、回収率の向上策を検討。併せて、見直しによる影響を把握し、見直しによる予期せぬ統計の品質低下等を回避するため、試験調査の実施を検討。</p> <p>3 公表・集計事項の見直し（上記（11））            平成29年度からオーダーメード集計において、分布表の提供が充実できるよう（独）統計センターと調整中。            また、上記2の調査事項の変更に併せて集計事項の見直しを検討。</p> <p>4 匿名データの提供（上記（12））            統計委員会等における政府全体での検討状況を踏まえ、厚生労働省の「統計データ二次的利用検討会」において今後検討予定。</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 賃金構造基本統計調査の標本設計に関する詳細な情報や企業規模別・産業別等の回収率の提供については、平成29年度中の早期にウェブサイトに掲載することとしていることから、その対応状況を踏まえ、次期基本計画における対応を整理する（P）。</li> <li>○ 賃金構造基本統計と毎月勤労統計の比較による情報提供の充実については、平成29年度中に比較方法に関する技術的な検討を行うこととしているが、その結果も踏まえた統計利用者に対する情報提供の充実に、引き続き取り組む必要がある。</li> <li>○ 賃金構造基本統計（構造統計）と毎月勤労統計（動態統計）との役割の相違については、平成29年度中にウェブサイトにおける情報提供を開</li> </ul>

	<p>始ることとしていることから、その対応状況を踏まえ、次期基本計画における対応を整理する（P）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 賃金構造基本統計調査における調査対象期間を単月（6月分）から年又は四半期に変更することについては、多くの課題があり、慎重な検討が求められる長期的な検討課題であることから、次期基本計画期間中には着手できないことも想定されるため、次期基本計画に盛り込まない。</li> <li>○ 今後、賃金構造基本統計調査の大幅な計画変更を行った場合には、変更前後の調査結果を検証した上で情報提供を実施する必要がある。</li> <li>○ 賃金構造基本統計調査における新たな分布表のオーダーメード集計での提供については、平成29年度から提供を開始できるよう(独)統計センターと調整中であり、その対応状況を踏まえ、次期基本計画における対応を整理する（P）。また、調査事務等の効率化により、公表の更なる早期化に努める必要がある。</li> <li>○ 賃金構造基本統計調査における匿名データの提供については、政府全体での検討状況も踏まえ、当面、匿名データ化の手法が確立している世帯調査の手法を準用できる可能性のある個人票の提供を検討する必要がある。</li> <li>○ 賃金構造基本統計調査における①回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更、②調査の効率化に向けた調査方法の見直し、③公表の更なる早期化、④回収率の向上策、及び⑤調査対象職種や学歴区分の見直し等の諸課題については、平成32年調査において対応する予定となっていることから、引き続き課題解決に向けた検討を促進する必要がある。</li> </ul> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 賃金構造基本統計について、毎月勤労統計との比較に関する技術的な検討や、その検討結果を踏まえた試算及び非回答の事業所の偏りによる非標本誤差の分析等を平成30年度から順次実施し、統計利用者に本調査の特徴を含めた情報を提供する。（厚生労働省）</li> <li>○ 賃金構造基本統計調査における匿名データの提供について、政府全体での検討状況も踏まえ、匿名データ化の手法が確立している世帯調査の手法を準用できる可能性のある個人票の提供を優先的に検討する。（厚生労働省）</li> <li>○ 賃金構造基本統計調査について、調査の効率化に向けた調査方法の見直し及び公表の更なる早期化、回収率の向上策、調査対象職種の見直しや学歴区分「大学・大学院卒」、「高専・短大卒」の細分化について、試験調査の実施等により見直しの影響を検証しつつ検討する。また、回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更や、オンライン調査導入に合わせ、抽出された事業所内の全労働者を調査することについての検討を進め、平成32年調査の企画時期までに結論を得る。（厚生労働省）</li> </ul>
備考（留意点等）	—

## 基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
第2－3（3） 船員労働統計調査の改善	—
現状と主な課題	<p>(1) 統計審議会（現統計委員会）より、平成19年の見直しに係る答申時において、陸上労働者との比較可能な形で明らかにする観点から、「企業規模」、「学歴」及び「船員の勤続年数」を調査することについて研究・検討と集計事項の充実等が必要との指摘がなされている。</p> <p>(2) 船員行政にて報告される業務報告等との調査項目の重複が数多く存在し、是正が望まれている。</p> <p>(3) 前回見直し時点より増加している派遣船員の報酬等の実態を把握する必要があるが、現行の調査計画上、船員派遣事業者は調査対象外であることから、把握できていない。</p> <p>(4) 調査環境の悪化による回収率の低下が生じている。</p> <p>(5) 船員の最低賃金の検討の基礎資料に用いるためには、早期の公表が必要である。</p> <p>(6) 船舶数や船員数が減少傾向であるため、基幹統計として引き続き実施する必要性について検討が必要である。</p> <p>(7) 変更申請手続きを経ずに調査対象数を変更していた。</p>
国土交通省が考える見直しの方 向性	<p>&lt;平成29年度実施&gt;</p> <p>(1) 調査見直しの検討</p> <p>① 第一号調査の調査体系の見直し</p> <p>　船員数及び船舶数の減少により、第一号調査における標本抽出の手法である層別区分（用途別、総トン数別）の抽出方法では、母集団数の少ない層について、標本調査では十分な精度が担保できなくなる可能性があるため、統計精度向上の観点から、層別区分を見直す又はその他の手法についても検討し、本調査に適合する標本設計の見直しを平成29年度に実施。</p> <p>(2) 調査対象数の変更手続き不備への対応</p> <p>① チェック体制を再構築するため、今後は、担当職員に対して、変更時の取扱い等の内容を理解させるとともに、管理職員に対しても内容の確認をさせるなど、複数人以上の相互のチェック体制を確実に実施する。</p> <p>&lt;平成30年度以降実施&gt;</p> <p>(1) 調査対象者追加の実現可能性の検討</p> <p>　平成19年度の見直し時点より増加している派遣船員を含めた報酬額及び労働時間等を把握することにより、船員全体の労働実態が明らかになると想定されるため、統計精度向上の観点から、派遣船員の調査の在り方及びその把握方法について検討を実施。</p>

	<p>(2) 調査項目追加の実現可能性の検討 陸上労働者との比較の容易性、統計利用者の要望の観点から、陸上労働者との報酬等の実態を比較するための一つの指標として、企業規模、勤続年数及び年間報酬額について調査実現可能性の検討を実施。</p> <p>(3) 集計事項の充実等の検討 統計需要への的確な対応や結果利用上の便宜等に資する観点から、集計事項の充実等の検討を実施。</p> <p>(4) 既存調査項目の在り方の検討 外国人船員の報酬額等について、正確に把握するためには、外国人が乗船する船舶の一定数以上が調査対象となるよう標本設計を行う必要があるが、母集団数が少ないため適切な外国人船員の実態が把握できていないと考えている。そのため、外国人船員に関する利用状況の実態を把握し、必要により統計精度向上を図るために全数調査の実現可能性の検討を実施。</p> <p>(5) 調査体系の見直しの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 第一号調査の調査体系の見直し 調査終了後6か月以内に公表することとなっているが、船員の最低賃金を検討する時期に間に合っていないため、利活用の促進の観点から、公表時期を早期化できないか検討を実施。</li> <li>② 第二号調査及び第三号調査の調査体系の見直し 第二号調査及び第三号調査については、現在、全数調査で実施しているが、調査票回収率が低下していることから、報告者負担を軽減する対応として、標本調査への移行可能性について検討を実施。</li> </ul> <p>(6) 行政記録情報の活用の検討 報告者負担軽減、業務の効率化の観点から、船員行政にて報告される業務報告データを用いることにより、調査項目の削減、調査対象事業者の適確な把握及び地方運輸局等の事務負担の軽減等の可能性の検討を実施。</p> <p>(7) 基幹統計としての役割の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 基幹統計の見直しの観点から、基幹統計として引き続き実施する必要性について、再確認し検証を行い、一般統計調査化又は業務統計化への移行を行い、本統計調査の在り方について検討を実施。</li> <li>② 報告者負担軽減、業務の効率化の観点から、中長期的には、他の統計調査との統合等について検討を実施。</li> </ul>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 船員労働統計調査（第一号調査）の標本設計については、平成29年度中に船舶を対象とする現行の層別区分（用途別、総トン数別）の統合等による改善を行い、平成30年度調査から適用した上で、事業所を単位とした標本設計の採用を含めた抜本的な見直しを検討し、早期に結論を得る必要があるものと整理する。</li> <li>○ また、船員労働統計調査については、産業構造や船員の雇用環境等の変化を踏まえ、行政記録情報の代替・活用による報告者負担の軽減・調査の効率的実施に加え、他統計（賃金構造基本統計調査）との統合の余地や、基幹統計としての在り方も含めた抜本的な見直しを検討する必要がある。</li> </ul> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 船員労働統計調査（第一号調査）について、平成30年度調査から適用する標本設計の改善効果も踏まえ、事業所を単位とした標本設計の採用を含めた抜本的な見直しを検討し、平成32年度までに結論を得る。（国土交通省）</li> <li>○ 船員労働統計調査について、陸上労働者との比較可能性、労働市場の構造的変化や統計利活用ニーズを踏まえ、報告者の負担軽減にも配慮した行政記録情報の活用、他統計との統合や一般統計調査化を含め、基幹統計・基幹統計調査の在り方に関する抜本的な検討を早期に開始し、平成32年度までに結論を得る。また、この結論を得るまでの間も、①調査対象者及び調査項目追加の実現可能性、②集計事項の充実、③既存調査項目の在り方、④調査体系の見直しなど、現行調査の改善を順次実施する。（国土交通省）</li> </ul>
<b>備考（留意点等）</b>	—

## 基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
第2－3（3） 統計調査における労働者の区分等に関するガイドラインの適用・改善	<p>労働者の区分等について、厚生労働省から提示された案及び同省が平成25年度末までにまとめる検証結果を基に、府省横断的な情報共有・検討の場において、検証・検討のポイントを整理し、関係府省の所管調査における実査可能性や影響等の検証を実施する。その結果を基に府省横断的な見直し内容の結論を得て、順次調査の見直しを行う。</p>
これまでの統計委員会の意見	<p>&lt;平成26年度統計法施行状況に関する審議結果報告書&gt;（平成27年10月2日）</p> <p>（1）施策状況等に対する評価</p> <p>今回、労働者の区分について、府省横断的に統計の整合性や比較可能性を高める方向での検討が進められたことは、大変有意義な取組である。さらに、今回策定されたガイドラインについては、常用労働者・臨時労働者の区分を、雇用契約期間を基に簡素化を図り、事業所系調査と世帯系調査との比較可能性の向上が図られる点は評価できる。</p> <p>また、常用労働者の内訳区分については、「原則として雇用契約期間や所定労働時間等のより客観的な指標を用いて区分する」としておりこの方向性も妥当なものである。</p> <p>今後も、労働者の区分については、ガイドラインの見直し検討・改定に向け、結果表章の在り方、常用労働者の内訳区分の改善、間接雇用の把握の在り方等について検討していく予定としており、今回のガイドラインは中間的な整理として位置付けられる。</p> <p>（2）今後の施策の方向性等についての基本的な考え方</p> <p>雇用形態が一層多様化してきている中で、労働者の区分について引き続き検討を進めていく必要がある。常用労働者の内訳に関しては、ガイドラインで示された原則である客観性の確保に留意し、雇用契約期間等による区分を検討すべきである。また、労働生産性を計測する上で重要な労働時間の把握可能性についても検討すべきである。なお、今後の検討の方向性によっては、記入者負担の増加も想定されるが、調査事項の必要性・重要性について理解を求めていくことも念頭に置いた検討が望まれる。</p> <p>また、今後の検討スケジュールについては、平成28年に実施される経済センサス・活動調査の結果も踏まえつつ、早い段階で着実に検討を進めることも必要であり、その際、幅広く有識者からの意見を聴くことにも留意が必要である。なお、今後の検討状況については、統計委員会としても引き続き注視し、確認する。</p>
各種研究会等での指摘	—

<b>担当府省の取組状況の概要</b>	<p>(1) 平成 26 年 5 月から「産業関連統計の体系的整備等に関するワーキンググループ」における検討を開始し、①直接雇用と間接雇用の区分（第 1 レベル）、②常用労働者と臨時労働者の区分（第 2 レベル）、③常用労働者の内訳区分（第 3 レベル）、に関して整理した統計調査における労働者の区分等に関するガイドラインを平成 27 年 5 月に決定した。</p> <p>(2) 統計委員会における平成 26 年度統計法施行状況報告審議において指摘された、常用労働者の内訳区分の改善等について、引き続き検討を実施し、平成 29 年 2 月に同ガイドライン改正イメージ（以下参照）を関係府省と共有した。</p> <p>(3) 総務省を中心とした関係府省は、平成 33 年経済センサス・活動調査の試験調査や企業ヒアリング等により、雇用契約期間（無期・有期）について更なる実査可能性に係る検証・検討を実施した上で、平成 33 年経済センサス・活動調査の企画時までに、同ガイドラインを改正することとしている。</p> <p>＜ガイドライン改正イメージ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 直接雇用と間接雇用の区分（第 1 レベル）           <p>直接雇用と間接雇用を調査事項としている統計調査においては、引き続き当該区分により区分した調査結果を公表・提供し、的確な把握に努める。</p> </li> <li>② 常用労働者と臨時労働者の区分（第 2 レベル）           <p>常用労働者と臨時労働者を調査事項としている統計調査においては、定義・区分を簡素化・明確化することにより、世帯・個人を調査対象とする統計調査との比較可能性の向上を図る。</p> <p>具体的には、「雇用契約期間の定めがない労働者」及び「雇用契約期間が 1 か月以上の労働者」を常用労働者とし、「雇用契約期間が 1 か月未満の労働者」を臨時労働者とする。これにより、「雇用契約期間が 1 か月以内の労働者」については、現在、前 2 か月の実労働日数により常用労働者か臨時労働者に区分されているが、前 2 か月の実労働日数に関係なく「雇用契約期間が 1 か月ちょうどの労働者」は常用労働者に「雇用契約期間が約 1 か月未満の労働者」は臨時労働者に区分される。</p> </li> <li>③ 常用労働者の内訳区分（第 3 レベル）           <p>平成 27 年労働者区分ガイドラインで定められた「常用労働者の内訳区分」のより客観的な改善について、①事業所・企業内の呼称や処遇に基づいて区分している統計調査は「雇用契約期間（無期・有期）」を適用、②統計調査の目的から、より詳細な常用労働者の内訳区分を必要とする場合、「相対比較による所定労働時間（フルタイム・短時間）」や「絶対基準（週 30、35 時間等）による所定労働時間」の区分を追加して適用する。</p> </li> </ul>
---------------------	--

<b>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統計調査における労働者区分等については、関係府省による検討の結果、①直接雇用と間接雇用の区分（第1 レベル）、②常用労働者と臨時労働者の区分（第2 レベル）、及び③常用労働者の内訳区分（第3 レベル）に整理した「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」を策定し、世帯・個人を対象とした統計調査との整合性・比較可能性の向上を図るなど、一定の成果をあげているものと評価できることから、次期基本計画に盛り込まない。</li> <li>○ 一方で、同ガイドラインについては、平成28年経済センサス - 活動調査を始めとする一部の統計調査に適用されているものの、労働者数を把握している事業所・企業を対象とする統計調査全般に適用を拡大するとともに、平成33年経済センサス - 活動調査の試験調査や企業ヒアリング等を通じた、雇用契約期間についての実査可能性に係る更なる検証・検討を実施した上で、ガイドライン改正イメージに沿った見直しの実現を図ることにより、働き方の変化をより的確に捉え、統計調査間の比較可能性を向上させるための取組を一層推進することが必要である。</li> </ul> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統計調査における労働者の区分等に関するガイドラインについて、労働者数を把握している事業所・企業を対象とする統計調査全般に適用を拡大するとともに、平成33年経済センサス - 活動調査の試験調査や企業ヒアリング等を通じ、雇用契約期間（無期・有期）の更なる実査可能性に係る検証・検討を実施した上で、平成33年経済センサス - 活動調査の企画時までに、ガイドライン改正イメージに沿った改善を図る。（総務省、関係府省）</li> </ul>
<b>備考（留意点等）</b>	<p style="text-align: center;">—</p>